

社団法人熊本県社会福祉士会
福祉サービス第三者評価機関個人情報の取扱いに関する規程

規程第26条

2008年10月14日制定

社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業（以下「本会」という。）は、第三者評価事業（以下「評価事業」という。）の実施に際して適切に個人情報を取り扱うため、以下のとおり個人情報の取扱いに関して必要な事項を定める。

（基本的事項）

第1条 本会は、個人情報の重要性を認識し、評価事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 本会は、評価事業を実施する上で知り得た、サービス利用者及びその家族並びに本会が評価事業を実施する福祉サービス事業所（以下「受審事業所」という。）に関する情報を、みだりに他人に洩らしてはならない。

なお、これは本会与受審事業所との間で交わされる評価契約終了後も同様とする。

（従事者への周知）

第3条 本会は、評価調査者をはじめ評価決定会議委員並びに評価事業に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、評価事業の実施に当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（適正管理）

第4条 本会は、評価事業の実施に当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第5条 本会は、評価事業の実施のために個人情報を収集するときは、必要最小限の範囲で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第6条 本会は、受審事業所の指示がある場合を除き、評価事業の実施に当たって知り得た個人情報を、その目的以外の目的のために利用し、又は受審事業所の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（廃棄）

第7条 本会は、評価事業の実施に当たって知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（事故報告）

第8条 本会は、評価事業の実施に当たって個人情報の漏えい等安全の確保の上で問題となる事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに受審事業所に報告し、受審事業所の指示に従うものとする。

(改廃)

第9条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、2008年10月14日から施行する。